



質問1

私は、自宅で医業を営んでいますが建物について支払った火災保険料は必要経費となるのでしょうか。なお、建物は私や家族の住居と医院の両方に使用されていますが、火災保険料は一括して支払っています。

回答

事業の用に供されている部分の保険料は必要経費となります。

火災保険などの損害保険は、当事者の一方（保険会社）が火災などの偶然な一定の事故により生ずる損害を補てんすることを約束し、相手方（保険契約者）がこれに報酬（保険料）を支払うことを約束することにより成立します。この損害保険料、それ自体は直接収入を得ることを目的としたものではありませんが、何かの事故があって損害が生じた場合にその損害を補てんしたうえで事業を継続するという目的があることから、事業遂行上一般に支払われる費用として必要経費になります。

ところで、一つの建物が事業用と生活用の双方に使用されている場合、その建物について支払う火災保険料は、事業用部分の金額と家事用部分の金額とに区分し、その区分した事業用部分の金額を事業所得計算上の必要経費に算入し、家事用部分の金額は損害保険料控除の対象とします。この損害保険料控除は平成18年分をもって廃止され、平成19年分からは新たに地震保険料を対象とする地震保険料控除が創設されましたが、損害保険契約等のうち満期返戻金があり、保険期間または、共済期間が10年以上のもので平成18年12月31日までに契約を締結したのものについては引き続き平成19年分以降地震保険料控除の対象となります。

なお、傷害保険については事業主を被保険者とするものは必要経費にすることも所得控除の対象にすることもできませんが、従業員を被保険者とする掛捨ての保険料を事業主が負担した場合は、事業主の所得計算上の必要経費となります。

質問2

病院の建物に10年満期で満期返戻金のある火災保険を掛け保険料を支払っています。この場合の必要経費の計算はどのようになるのでしょうか。

回答

払込保険料のうち、満期返戻金の支払いに充てられる積立保険料の部分を除いたものが必要経費となります。

通常の掛捨ての火災保険料は支払った時に、業務用部分について必要経費に算入することになりますが、保険期間が3年以上でかつ、満期返戻金を支払われる損害保険契約については、払込保険料の一部または全部が満期返戻金に係る積立金に相当するため、その支払った保険料全額を支払った時の必要経費に算入することはできません。

これは、満期返戻金のある損害保険契約においては、満期返戻金の支払いに充てられる積立保険料の部分と、掛捨ての火災保険料の構成要素である、危険保険料・付加保険料の部分からなっており、前者に対応する部分の金額は、満期返戻金の所得計算上の必要経費として保険期間の満了時まで資産計上しておき、後者に対応する部分の金額は、支払った時の必要経費に算入（未経過期間分の調整を行ったうえ）するという考え方に基づくものです。そして、資産計上した部分は満期返戻金を受け取る際の一時所得の計算上「収入を得るために支出した金額」として控除することとなります。